

住宅の真下にトンネルいらない！

## 第7回口頭弁論 (2019年12月12日)

東京外環道訴訟第7回口頭弁論が2019年12月12日東京地裁103号法廷で開かれました。多数の傍聴に感謝します。弁護団の弁論の要旨は以下のとおりです。

その後、衆議院議員会館での報告集会では、弁護団から法廷でのやり取りの解説と質疑応答、国会議員から無謀な外環道事業は政治の場でも追及すると挨拶があり、また、道路・リニア新幹線の運動の方々と情報共有を行いました。



### 白子川でも漏気が発生し国の釈明は破綻した、ただちに工事を止めよ！

武内更一弁護士

2019年8月19日より、大泉JCT周辺の白子川の水面に、地下のシールドトンネル工事に使用した空気が漏出した。前年5～7月の世田谷区野川の「気泡噴出」に対し被告国は、「掘進時に使用する添加材を調整することにより地上への空気の漏出を抑制し掘進できると考えられる」と釈明していたにもかかわらず、である。

結局、事業者が行うこととした空気の漏出抑制措置は効果が無かったのであり、今後もどこでも同じことが起きる可能性が高い。

掘削現場と地表とが地層の断裂や空隙、さらに多数存在する過去の工事の「跡」等によって繋がっており、そこを通過して地表に噴出し、または井戸や地下室等に滞留した酸欠空気によって、人々の生命、身体、健康などが害される恐れがある。また地下の工事現場やトンネルに地表や地下水脈から出水し、工事箇所の上部とその周辺で地盤の沈下や陥没等が発生し、住民の生命、身体、健康、財産に重大な損害を及ぼす恐れがある。

大深度地下の使用は地上に影響を及ぼさないとの理由で、土地所有者や居住者等の承諾なく、無補償で大深度地下に使用権を設定できるものとした大深度法の大前提が崩壊している。大深度法は憲法第29条に違反しており、本件大深度地下使用認可処分は無効である。

被告国は、釈明・説明できない事項については、潔く「説明できない」と答弁すべきである。

### 環境アセスに騙されてはならない

遠藤憲一弁護士

国は、地下水位への影響は「三次元浸透流解析」の手法で適切に予測されているとし、その根拠として既存の1000本以上の地質柱状図の調査と現地ボーリング調査で地層の調査を行っているという。しかし、再三請求してやっと提出された「東京都地盤地質柱状図集」は、浅深度の調査であってボーリングの孔底深度は10メートルから30メートルしかない。また、大深度の地下の調査はわずか18本しかない。これでどうして大深度の地下の地質の様相が分かるのか。また、既存の1000本のうち本件事業領域内に何本あるのか不明である。被告国はこれらについて明らかにせよ。

大気汚染の調査も調査の場所が現地とはかけ離れている。既存資料調査地点はいずれも「一般環境大気汚染局」であって、深大寺等自然環境に極めて恵まれた場所ばかりである。これで「大気汚染の適切な予測」ができるはずがない。環境アセスの基になった自動車の交通量のデータの出典も不明、「大気拡散式」だけ載せてあてはめた数値が不明。これで結論だけ信用しろというのだ。とことん追及しよう。

### 傍聴に来てください

第8回口頭弁論 3月24日(火)14時～

東京地裁103号法廷 地下鉄「霞ヶ関」駅A1出口  
終了後 15時～ 報告集会

会場：衆院第2議員会館第1会議室

# 命を危険に曝す気泡シールド工法は直ちに中止を 外環道工事 狛江・調布以北の住宅地に酸欠ガス噴出の危険迫る

## 野川に続き白子川にも致死濃度の酸欠空気噴出 漏気抑制に失敗した工法は住民の生命を脅かす

外環道トンネル工事は2018年5～7月に世田谷区の野川に一呼吸で即死レベルの低酸素濃度の酸欠空気（1.5～6.4%）を漏出させました。事業者は、狛江・調布～大泉間では「添加材や圧力を調整し、安全な掘進方法を確認しながら掘進」するので漏気が抑制できると説明。

しかし、2019年8月、練馬区大泉の白子川に改良された気泡シールド工法で酸欠空気（7.3%～）が漏出し、改良案は破綻しました。事業者は、2019年10月、前言を翻す以下の「有識者」見解を公表。

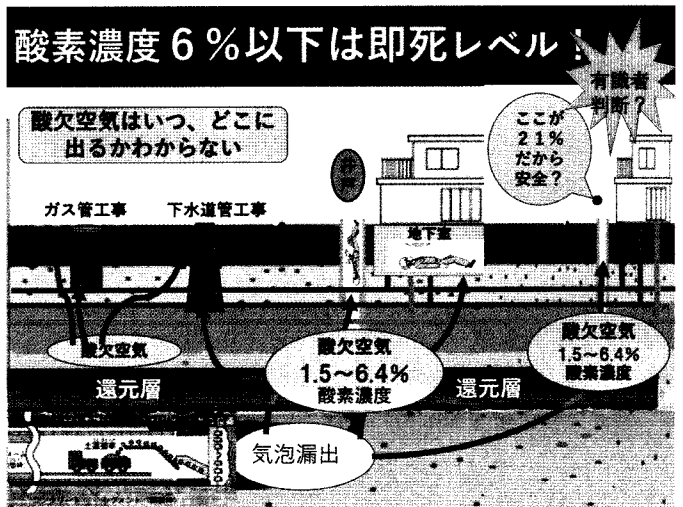
- 気泡を用いた掘進は漏気の可能性がある
- 漏気が発生したとしても周辺環境に影響はない
- 気泡を用いた掘進を進めること

この「有識者」見解は、住民を納得させる科学的合理的説明もなく狛江・調布～大泉間で大量の酸欠ガス噴出・地中滞留、地下水噴出の可能性を認め、沿線住民等の生存権、財産権を毀損するものです（特に地下室や古井戸が危険）。

## 気泡掘進工事中止せよ！外環ネット他が申入れ

2月にはシールドマシンが狛江・調布市域に入り、気泡シールド工法への切替が迫ったので、外環ネット他、沿線住民の12団体は、2020年1月16日付けの「気泡シールド工法による掘進中止申入書」を国土交通大臣等の事業者に送付し、沿線住民の生存権、財産権を危険に曝す工事中止と説明会開催を求めました。

私たちは一昨年から、外環の工法が、酸欠空気を出

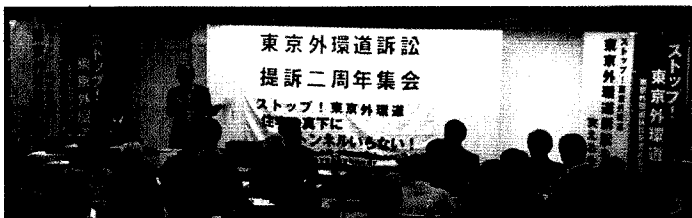


さず、地上に何ら影響を及ぼさない工法であることをデータ等で示すよう、納得いく説明会開催を事業者に繰り返し強く求めてきました。調布市議会が2018年9月「外環道路工事で野川に発生した気泡問題に関する住民説明会の開催を求める意見書」を国に提出するなど、沿線自治体からも再三に亘り、説明会開催を要望。しかし、事業者は、これらの要求を無視し続けています。

## オープンハウスでの工事強行の説明に抗議 国・事業者は説明責任を果たす説明会開催を！

事業者が不誠実な対応に終始する中、自分の家の下に勝手に巨大なトンネルを掘られる住民は、この工事の安全性を信頼することなどできません。気泡シールド工法の安全性に関する説明会を工法実施前に直ちに開催することを重ねて国、ネクスコに要求します。

## 決意新たに提訴2周年集会 (2019.12.21)



12月21日武蔵野芸能劇場にて提訴2周年集会を開催しました。『僕の街に「道路怪獣」が来た-現代の道路戦争-』著者山本俊明さん（ジャーナリスト）と原告岡田光生さんの対談、弁護団から訴訟2年の回顧と展望、原告団の決意表明、国会議員からの連帯激励の言葉など、70名の参加者一同で決意を新たにしました。

## 裁判長の強引な訴訟指揮を 監視しましょう

青梅街道IC取消訴訟を傍聴してください

4月27日（月）11時30分 東京地裁522法廷

「国が答ええないのならしかたがない」と釈明しない被告国を容認する古田裁判長。審理を尽くさず、結審を急ぐ、偏った強引な訴訟指揮が続いています。



「東京外環道訴訟を支える会」 <http://nongaikan.sblo.jp/>  
 ゆうちょ銀行 0一九 (せりけい) 店 当座 0392387  
 郵便振替口座 00150-0-392387 年会費 1000円 カンパ歓迎  
 問合せ先: 090-6024-8959  
 (東京外環道訴訟を支える会事務局・かごたに)